第8号議案

広域機関システムの追加機能開発及び業務委託契約の締結について (案)

以下に記載の経緯及び理由により、広域機関システムの追加機能開発について、 株式会社日立製作所(以下、「日立」という。)との間で、業務委託契約を締結す る。契約の概要は下表、契約書は別紙のとおりとする。

表 契約概要

件名		電力広域的運営推進機関システムの追加開発に関する業務委託契約書
	契約期間	平成 27 年 12 月 21 日~平成 29 年 6 月 30 日 (一部遡及)
	支払方法	平成29年6月30日検収、同7月末支払
	追加機能	・連系線利用計画管理機能 関中フェンス作業時可否判定、運用画面の追加等 ・整合性チェック機能 強制書替え廃止対応、チェック項目・通知項目の追加等 ・入力支援ツール 帳票様式、計算式、チェック機能の追加等 ※その他詳細は、契約書に記載のとおり
	契約金額	円(税抜)

1. 経緯及び理由

広域機関システムについては、平成27年度下期にかけての運用業務フローの確定に伴い、開発を進めていた機能に不足があることが判明し、機能、画面及び入力支援ツールの追加開発が必要となった。

また、平成28年4月のシステム一部運用開始後において、事業者から提出を 受けた各種計画の不整合が多く発生し、計画の整合性をチェックする機能が新た に必要となるなど、各種追加機能・画面の必要性を認識した。

これらの追加開発には、ユーザー対応を緊急的に行う必要等から、事務局が日立に対して暫定的に開発作業を依頼し、日立がこれを応諾したものも含まれており、この契約上の扱いについては、本体開発の遅れに伴う日立との契約協議と併せて整理を進めてきた。

今般、第7号議案で示されたとおり、日立との本体開発に係る契約協議が整い、本件については追加開発の作業が開始された時点(平成27年12月21日)まで遡って業務委託契約を締結する必要があると判断し、本議案を上程するものである。

2. 契約の方法

上記経緯から、本件は、会計規程第22条(1)(契約の性質又は目的が競争入札を許さないとき)、及び(2)(緊急の必要により競争入札に付することができないとき)に該当するため、随意契約とする。

以上

電力広域的運営推進機関

【添付資料】

別紙:委託契約書